

第9期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」について

令和5年7月28日（金）

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

HOKKAIDO DEPARTMENT OF HEALTH AND WELFARE.

本資料の目次

- 1 高齢者保健福祉計画
・介護保険事業支援計画とは ……スライド 3
- 2 本道の高齢者の動向 ……スライド 7
- 3 国が定める基本指針（案）の内容 ……スライド 11
- 4 基本指針（案）の主な変更点 ……スライド 18

1 高齢者保健福祉計画

- ・介護保険事業支援計画とは

2 本道の高齢者の動向

3 国が定める基本指針（案）の内容

4 基本指針（案）の主な変更点

介護保険事業支援計画とは

- 本計画における**介護給付等対象サービスの利用見込み**や**施設整備の目標**（必要入所（利用）定員総数）等は、市町村介護保険事業計画などを踏まえているほか、市町村支援に関する事項や圏域の広域的調整に関する事項などを記載するなど、介護保険事業等の実施主体である市町村への支援や連携を考慮しながら設定します。
- 計画の策定にあたり、国は介護保険法第116条に基づく「**介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針**」（以下「**基本指針**」という。）を定めることとされており、都道府県及び市町村は、この**基本指針に則して3年を一期**とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされています。

概略

介護保険事業（支援）計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

高齢者保健福祉計画とは

- 老人福祉計画は、老人福祉法第20条の9第5項の規定により、介護保険事業（支援）計画と一体的なものとして作成しています。
- 本計画において、**老人福祉事業の量の目標**（必要入所定員総数その他老人福祉事業）等は、市町村老人福祉計画などを踏まえて定めているほか、市町村支援に関する事項など、市町村への支援や連携を考慮しながら設定します。

概略

老人福祉計画について

- 老人福祉計画は老人福祉法第20条の9第5項の規定により、前述の介護保険事業（支援）計画と、それぞれ一体的なものとして作成しなければならないとされていることから、計画期間を同一として策定している。

基本指針との関係（通知）

- 基本指針に則して定められる介護保険事業（支援）計画と一体的なものとして作成されるものであることから、介護保険法に規定されている事項については基本指針を参考として策定することとされている。
※ 市町村等が老人福祉事業の量（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）の目標を定めるために参酌する標準を定める。

市町村老人福祉計画（法第20条の8）

- 老人福祉事業の確保のための方策に関する事項
 - 老人福祉事業に従事する者の確保に関する
 - 資質の向上に関する事項
 - その業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項
- など

市町村区域内で確保すべき
老人福祉事業の量を設定

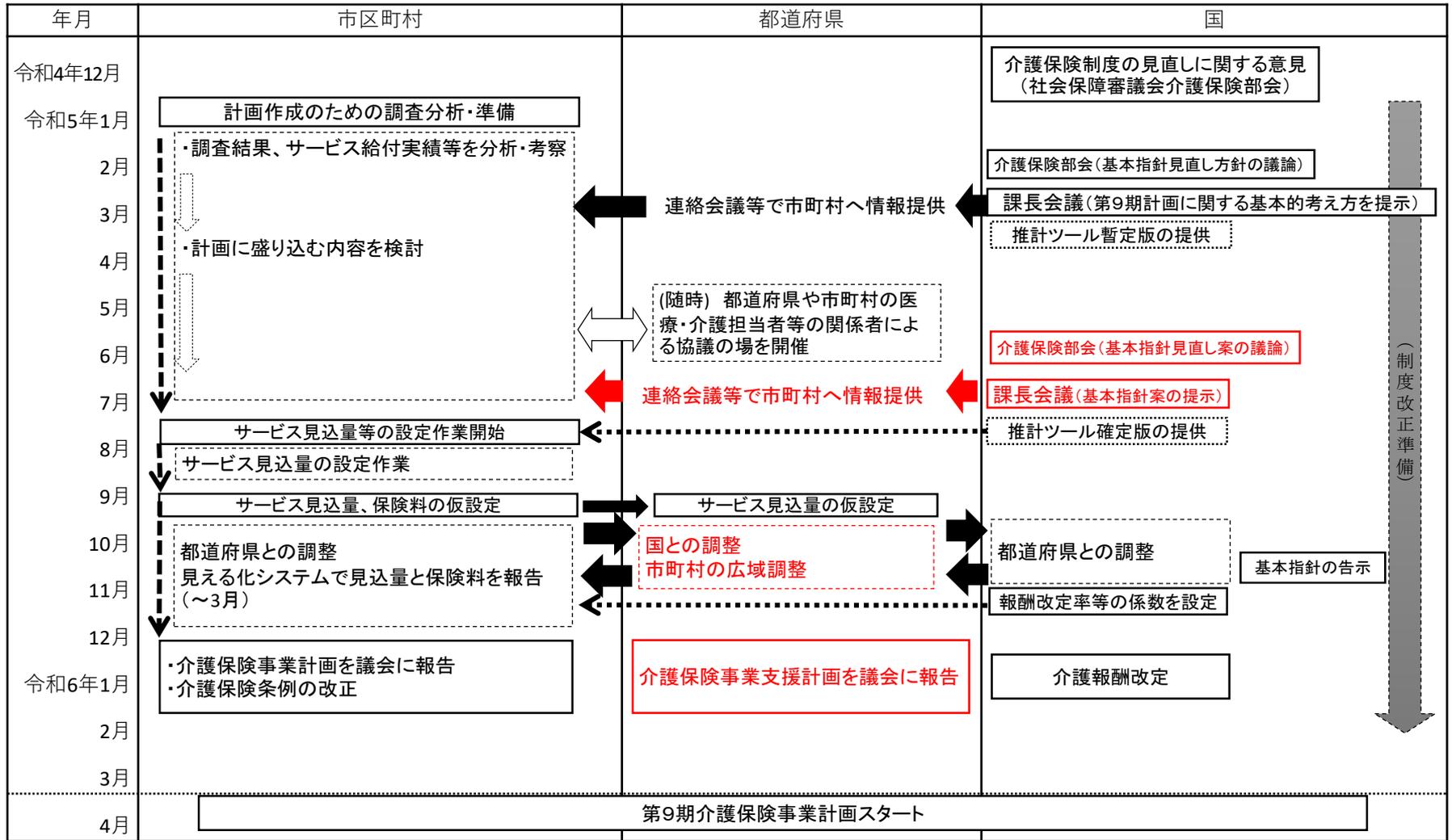
都道府県老人福祉計画（法第20条の9）

- 区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数
 - その他老人福祉事業の量の目標
 - 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
 - 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる措置に関する事項
- など

高齢者保健福祉圏域内の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を設定

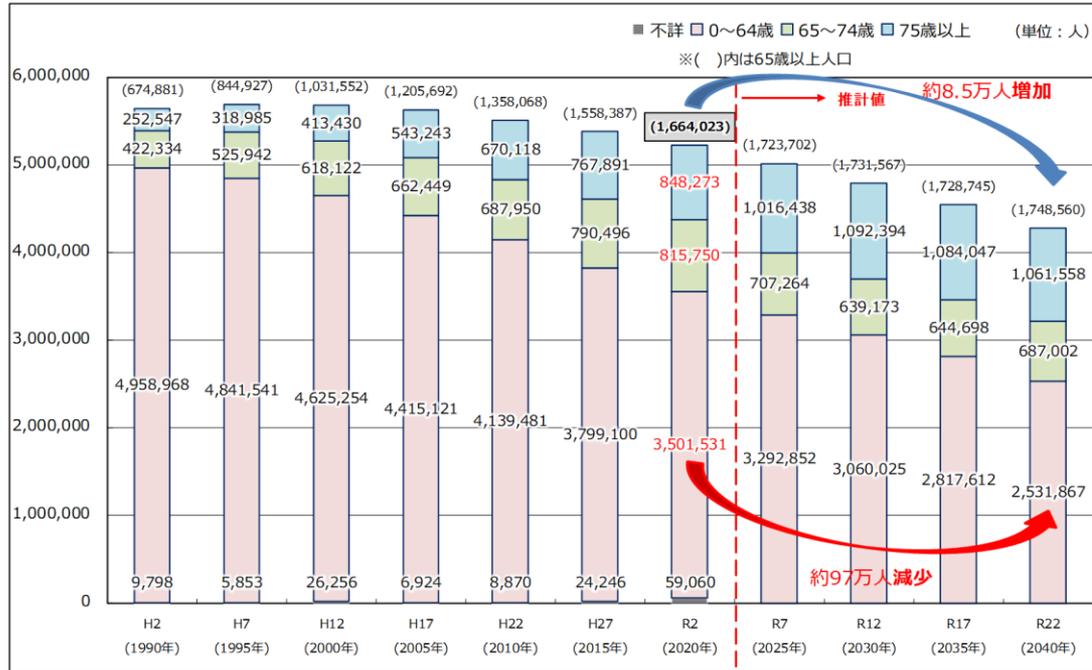
第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

社会保障審議会介護保険部会（第107回）
令和5年7月10日資料の一部を抜粋



- 1 高齢者保健福祉計画
 - ・介護保険事業支援計画とは
- 2 本道の高齢者の動向
- 3 国が定める基本指針（案）の内容
- 4 基本指針（案）の主な変更点

高齢者人口の推移と高齢化率



65歳以上の高齢者人口

平成12(2000)年に 100万人越え
令和2(2020)年は 約166万4千人

令和7(2025)年には
約172万人となる見込

[資料] 令和2年までは総務省統計局「国勢調査」
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所
による推計値(平成30(2018)年推計)

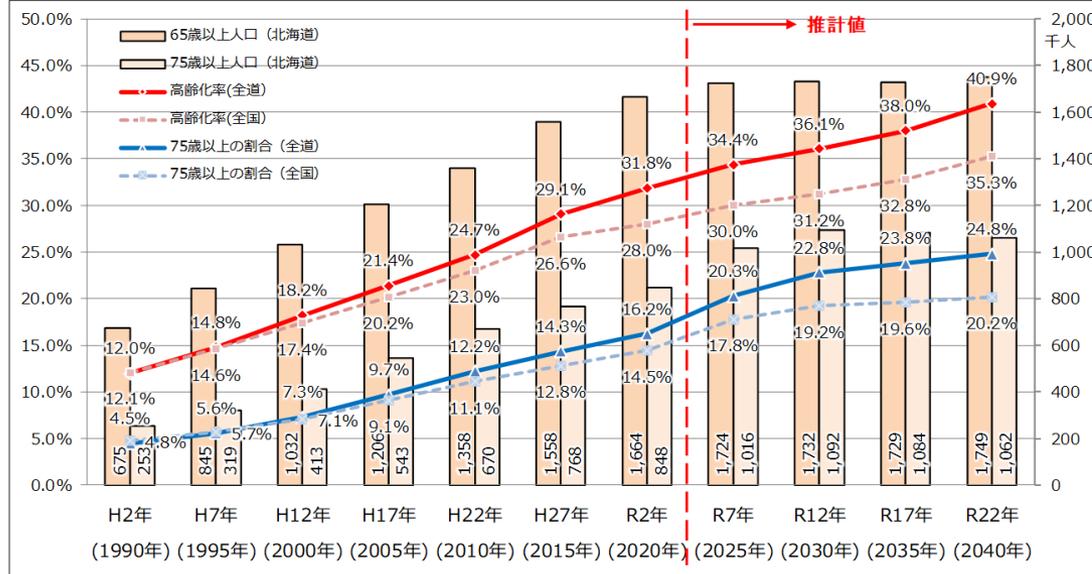
高齢化率

平成27(2015)年は 29.1%
令和2(2020)年は 31.8%

75歳以上の方の割合は
平成27(2015)年は 14.3%
令和2(2020)年は 16.2%

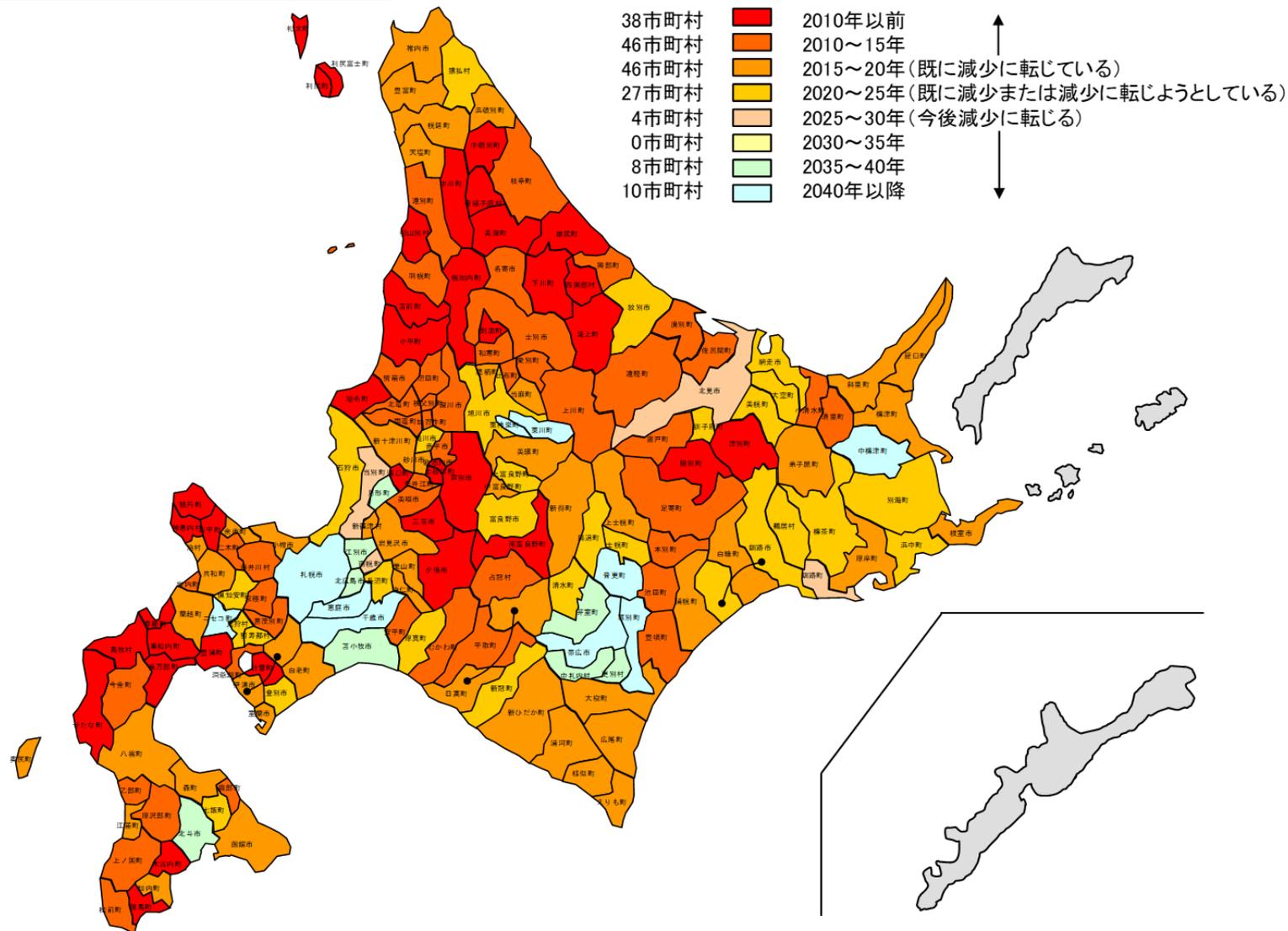
令和7(2025)年には 20%を超え、
人口の 5人に1人が75歳以上!

[資料] 令和2年までは総務省統計局「国勢調査」
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所
による推計値(平成30(2018)年推計)



市町村別高齢者の人口推移（参考資料）

65歳以上人口がピークとなるタイミング



各市町村によっても、高齢化の状況は大きく異なる。